

## AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ骨子（案）

※ 本資料は、公開時点において議論・検討中である著作権を含む知的財産権全体と生成 AI との関係に関する論点整理の項目立て及び記載内容案の概要を示すものであり、今後の議論を踏まえて変更される可能性がある。

I. はじめに

## 1. 背景

\* 生成 AI の懸念やリスク等への対応の必要性／知的財産推進計画 2023

## 2. 現状

## (1) 生成 AI の動向

\* 急速な普及・進化／マルチモーダル化

## (2) 生成 AI 技術の概要

\* 学習段階／生成・利用段階

## (3) 生成 AI をめぐる国際的動向

\* 米国／EU／G7 広島プロセス等

## 3. 検討課題

## (1) 生成 AI と知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について（検討課題 I）

## (2) AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方（検討課題 II）

\* 意見募集（実施期間：2023 年 10 月 5 日～同年 11 月 5 日）の結果も踏まえ、検討課題 I において、労力・作風の保護や、声の保護も追加検討

II. 基本的視点

## 1. 産業競争力強化の視点

## 2. AI 技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点

## 3. 国際的視点

III. 検討課題 I（生成 AI と知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について）

1. 法的ルール①（著作権法との関係）
2. 法的ルール②（著作権法以外の知的財産法との関係）
3. 技術による対応
4. 契約による対応（対価還元の在り方）
5. その他個別課題
  - (1) 労力・作風の保護
  - (2) 声の保護
  - (3) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備
  - (4) ディープフェイク（知的財産法の視点から）
6. 横断的見地からの検討

## 1. 法的ルール①（著作権法との関係）

### （1）著作権法制度の概要

### （2）具体的な課題

#### ○ 学習段階

- ・ AI 学習について、どのような場合に権利制限規定が適用されるか（著作権法 30 条の 4 関係等）
  - \* 「非享受目的」に該当する場合についての考え方
  - \* ただし書（「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」）についての考え方

#### ○ 生成・利用段階

- ・ 生成指示のために生成 AI に著作物を入力する行為が著作権侵害を構成する場合の考え方
- ・ 学習用データとして用いられた元の著作物と類似する AI 生成物の利用行為が著作権侵害を構成する場合の要件（依拠性・類似性）の考え方

#### ○ AI 生成物の保護（生成段階）

- ・ AI が生成した物（AI 生成物）が保護される場合の考え方

なお、上記のほかにも、次の点については、それぞれ記載した箇所でも個別に検討

- AI 開発者や AI 提供者が著作権侵害の行為主体となり得るか（リスク回避のガバナンス採用との関係性を含む）（→主に 1（3）エにおいて検討）
- ID・パスワード等の回避によるクローリングは、現行法上、どのように評価されるか（アクセスコントロール等の技術の採用と権利制限規定との関係性を含む）（→主に 3（3）において検討）
- 対価還元策（契約等）と権利制限規定との関係はどのように整理できるか（対象著作物の海賊版と権利制限規定との関係性を含む）（→主に 4（2）において検討）
- AI 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関し、アーカイブ機関が権利者ではない保有データが含まれている場合に、知的財産法の観点から、アーカイブ機関が法的に留意すべき事項は何か（→主に 5（3）において検討）

### （3）生成 AI に係る各段階における著作権法の適用

〔 中間とりまとめでは、文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方」の関係記述を引用 〕

#### ア. 学習段階

- ア. 「非享受目的」に該当する場合についての考え方
  - \* 享受目的と非享受目的が併存する場合（一定の追加学習）
- イ. 著作権法 30 条の 4 ただし書についての考え方
  - \* 情報解析用に販売されるデータベースの著作物
- ウ. 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習に供する場合の考え方
  - \* 著作権侵害に係る規範的な行為主体の認定との関係

#### イ. 生成・利用段階

- （ア）生成指示のために生成 AI に著作物を入力する場合の考え方
  - \* 原則：法 30 条の 4、例外：享受目的と非享受目的の併存の場合
- （イ）学習用データとして用いられた元の著作物と類似する AI 生成物の利用行為が著作権侵害を構成する場合の要件（依拠性・類似性）の考え方
  - \* AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合は、通常、依拠性が推認

ウ. AI 生成物の著作権法による保護

- \* 創作的寄与がどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断

エ. その他 (AI 開発者や AI 提供者が著作権侵害の行為主体となり得るか)

- \* 既存の著作物の類似物を生成することを防止する技術的な手段を施している場合、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなる 等

## 2. 法的ルール②（著作権法以外の知的財産法との関係）

### （1）知的財産法制の概要

### （2）具体的な課題

#### ○ 学習段階

- ・ AI（学習済みモデル）作成のために他者の登録意匠、登録商標等を学習用データとして使用することは、意匠権や商標権の効力が及ぶ行為に該当するか
- ・ 他人の商品等表示が含まれるデータや他人の商品の形態が含まれるデータを学習用データとして使用することは、不正競争行為に該当し商品等表示規制や商品形態模倣品提供規制に抵触することになるか
- ・ 営業秘密や限定提供データを学習用データとして使用することは、不正競争行為に該当し、営業秘密・限定提供データ規制に抵触することになるか

#### ○ 生成・利用段階

- ・ AI生成物の利用行為が、意匠権・商標権侵害を構成する場合の要件や、不正競争行為に該当すると判断される場合の要件の解釈に際し、AI特有の考慮をする必要があるか

#### ○ AI生成物の保護（生成段階）

- ・ AI生成物は、商標権、意匠権や不正競争防止法（商品等表示規制、商品形態模倣品提供規制）の保護／規制の対象となるか

#### ○ その他（肖像権及びパブリシティ権の適用）

- ・ 学習・生成・利用の各段階における肖像権及びパブリシティ権の適用について、生成AIに特有の問題は存在するか

### （3）生成AIと意匠法（意匠権）との関係

#### ア. 意匠法制度の概要

#### イ. 生成AIに係る各段階における意匠法の適用

##### （ア）学習段階

- \* 意匠を実施する行為に該当せず、意匠権の効果が及ぶ行為に該当しないと考えられる

##### （イ）生成・利用段階

- \* AI生成物に関する権利侵害の有無は、登録意匠又はそれと類似する意匠を業として「実施」するか否かにより判断（一般的な権利侵害の判断と同様と考えられる）

##### （ウ）AI生成物の意匠法による保護

- \* 自然人がAIを道具として用いて意匠の創作に実質的に関与をしたと認められる場合には、保護され得る（→著作権法における議論も参考になる）
- \* AI技術の急速な進展が新規性要件や創作非容易性要件の判断にどのような影響を与えるかについては、状況を注視しつつ、引き続き検討が必要

### （4）生成AIと商標法（商標権）との関係

#### ア. 商標法制度の概要

#### イ. 生成AIに係る各段階における商標法の適用

##### （ア）学習段階

- \* 商標権の効力が及ぶ指定商品・役務についての使用に該当せず、商標権の効力が及ぶ行為に該当しないと考えられる

##### （イ）生成・利用段階

- \* AI生成物に関する権利侵害の有無は、他人の登録商標と同一又は類似する標章を、指定商品又は役務と同一又は類似する商品・役務について使用するか否かにより判断（一般の権利侵害の判断と同様と考えられる）

(ウ) AI 生成物の商標法による保護

- \* 自然人により創作されたものか、AI により生成されたものかを問わないと考えられる

(5) 生成 AI と不正競争防止法との関係

(5-1) 商品等表示規制との関係

ア. 不正競争防止法における商品等表示規制の概要

イ. 生成 AI に係る各段階における商品等表示規制の適用

(ア) 学習段階

- \* 周知な（需要者の間に広く認識されている）商品等表示について「混同」を生じさせるものではなく、また、著名な商品等表示を自己の商品・営業の表示として使用する行為ともいえないため、不正競争行為（不競法 2 条 1 項 1 号・2 号）に該当しないと考えられる

(イ) 生成・利用段階

- \* AI 生成物に関する不正競争（不競法 2 条 1 項 1 号・2 号）か否かの判断は、他人の周知な商品等表示と同一・類似のものを使用等することにより、他人の商品・営業と混同を生じさせる行為（同項 1 号）、又は 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一・類似のものを使用等する行為（同項 2 号）か否かにより判断（不正競争行為該当性（2 条 1 項 1 号・2 号）に関する一般的な考え方と同様と考えられる）

(ウ) AI 生成物の不正競争防止法（商品等表示規制）による保護

- \* 当該商品等表示が自然人により創作されたものか、AI により生成されたものかを問わないと考えられる

(5-2) 商品形態模倣品提供規制との関係

ア. 不正競争防止法における商品形態模倣品提供規制の概要

イ. 生成 AI に係る各段階における商品形態模倣品提供規制の適用

(ア) 学習段階

- \* 他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等に該当せず、「使用」は規制の対象外であるため、不正競争行為（2 条 1 項 3 号）に該当しないと考えられる

(イ) 生成・利用段階

- \* AI 生成物に関する不正競争（2 条 1 項 3 号）か否かの判断は、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出した上でその商品を譲渡等しているかにより判断することになると考えられる
- \* なお、依拠性については、著作権法の検討を応用できる面が多いとも考えられる

(ウ) AI 生成物の保護

- \* 当該商品の形態が自然人により創作されたものか、AI により生成されたものかは問わないと考えられる

(5-3) 営業秘密・限定提供データとの関係

ア. 営業秘密・限定提供データ規制の概要

イ. 生成 AI に係る各段階における営業秘密・限定提供データ規制の適用

(ア) 学習段階

- \* 営業秘密・限定提供データの不正取得 又は不正取得したものの使用・開示等は、不正競争防止法の規制対象（一般的な不正競争行為の判断と同様と考えられる）
- \* なお、記事データベース（データセット）は、限定提供データの要件（限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性）を満たす場合には、限定提供データとして保護され得る（ただし、他者が、当該記事データベースと同一のデータベースをオープンなデータとして

一般に公開している場合には、適用除外規定が適用され、限定提供データとしての保護が及ばない)

(イ) 生成・利用段階

- \* 学習済みモデルや AI 生成物に、元の営業秘密や限定提供データ（それらと実質的に等しいものを含む）が含まれている場合には、その使用・開示は、元の営業秘密・限定提供データの使用・開示に該当すると考えられる
- \* 営業秘密や限定提供データを生成 AI に入力する場合には、入力により秘密管理性や限定提供性などを喪失することのないよう留意が必要（外部サービスを利用する際の不正競争行為（2 条 1 項 4 号～10 号・11 号～16 号）該当性に関する一般的な考え方と同様と考えられる）
- \* 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」「限定提供データに関する指針」も参考

(ウ) AI 生成物の保護

- \* 営業秘密の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）や限定提供データの要件を満たす限り、保護され得る

**(6) 生成 AI とその他の権利（肖像権・パブリシティ権）の関係**

**ア. 肖像権の概要**

- \* 保護対象及び侵害の判断基準（法廷内撮影事件最高裁判決等）
  - 肖像権の侵害と言えるかについては、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかにより判断

**イ. パブリシティ権の概要**

- \* 保護対象及び侵害の判断基準（ピンク・レディー事件最高裁判決等）
  - 肖像等の無断利用が、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえるか否かにより判断（例：(a)肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合、(b)商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す場合、(c)肖像等を商品等の広告として使用する場合）

**ウ. 生成 AI に係る各段階における肖像権及びパブリシティ権の適用**

- \* 肖像権やパブリシティ権侵害の成否については、上記の判断基準による（判断基準について、生成 AI に特有の問題はないと考えられる）

### 3. 技術による対応

#### (1) 具体的な課題

- ① 技術による対応策として、現在、具体的にどのような技術例が考えられるか
- ② 技術による対応策の活用をどのように担保し、どのように促進することが適切か

#### (2) 考えられる技術例

##### (2-1) AI が生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組み

###### ア. AI 生成物であることの表示

- \* 来歴管理の点で有用
- \* これらの表示を付す「AI 生成物」の定義や範囲、表示することの意義等については、AI 事業者等の関係者間での検討が深められることを期待
- \* AI 生成物であることの表示が付されていることにより、当該 AI 生成物に著作物性が認められないことに直ちになるものではないことに留意が必要

###### イ. コンテンツの信頼度を出元によって付与

- \* AI ツールで生成されたコンテンツの来歴を明確にする点で有用
- \* その他にも当該コンテンツがいかなるプロンプトにより生成されたものか、その内容をプラットフォーム等 AI 提供者において管理し、明らかにすることができるようにすることも有用と考えられる

###### ウ. 生成物が AI によってつくられたものか否かの判定

- \* 現状では、高精度で判定できる保証はなく、生成物を少し改変するだけで判定困難になるなどの限界があることにも留意が必要

##### (2-2) フィルタリング

- \* 侵害回避の観点から一定程度は有用
- \* ただし、厳密な判定には自ずと限界があること等に留意が必要

##### (2-3) 自動収集プログラム（クローラ）による収集を拒絶する技術

###### ア. 「robots.txt」の記載による収集制限

- \* 一般的に用いられるクローラの収集を拒否できる点で有用
- \* ただし、「robots.txt」の記載を無視するクローラも存在していること、「robots.txt」による収集制限のないウェブサイトにも別途アップロードされてしまった場合には、完全な収集排除はできないこと等に留意が必要

###### イ. ID・パスワード等によるアクセス制限

- \* ID やパスワード等を回避して行うクローリングは、不正アクセス行為に該当し、不正アクセス禁止法違反（刑事罰）の対象となり得る

##### (2-4) 画像に特殊な処理（ノイズ）を施すことで学習を妨害する技術

- \* 権利者において自らの作品が AI 学習の用に供される事態を直接的にコントロールすることができるという観点で、当該技術は有用

##### (2-5) 学習元コンテンツの個別追跡・除外に関する技術

###### ア. 学習元データの個別追跡

- \* 現在の技術では、学習済みモデルの作成者にて学習元データの個別追跡ができる可能性があるにとどまり、その余の追跡は、今後の研究開発の成果が待たれる

###### イ. 学習用データからの除外（オプトアウト）

- \* 現在の技術では、学習済みモデルからの特定のデータのみを除外するということは一般的に困難とされ、当該特定のデータを除外したデータセットでの再学習が必要だが、そのような対応を AI 事業者にも負担させることの適否は、技術の進展状況も踏まえつつ検討が必要

### (3) 技術による対応策の法的ルールによる担保について

- \* ID やパスワード等を回避して行うクローリングは、不正アクセス行為に該当し、不正アクセス禁止法違反として刑事罰の対象となり得る
- \* ID やパスワード等によるアクセス制御措置と著作権法や不正競争防止法との関係については、今後の技術の動向も踏まえ検討すべきものと考えられる（著作権については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」参照）

## 4. 契約による対応（対価還元）

### （1）具体的な課題

- ① 契約による対価還元の妥当性等
- ② 考えられる方策例
- ③ 契約による対価還元策の担保

### （2）契約による対価還元の妥当性等

- \* 一律の対価還元の制度的措置を講じることは、理論的な説明が困難と考えられるとともに、実務上の対応にも限界
- \* 他方で、コンテンツ創作の好循環の実現の観点からは、民間において講じられることが考えられる任意の対価還元の方策を促進することは意義がある
- \* 権利制限規定の有無に関わらず、収益還元のための当事者間の有効な契約の効力は妨げられない

### （3）考えられる方策例

#### ア. 追加学習（ファインチューニング）のための学習データ提供

- \* クリエイターと AI 開発者・AI 提供者の間には、一般的に交渉力の差があることが通常であるため、権利が及ぶ範囲や生成物の利用条件等について、クリエイター側で条件を提示する機会を設けるよう AI 開発者・AI 提供者において配慮するとともに、十分な擦り合わせを行って、契約内容を明確化することが望ましい

#### イ. クリエイター自身が生成 AI を開発・提供

- \* クリエイターが自ら開発した生成 AI を他人に販売（使用許諾）する場合には、事前学習するデータの権利が及ぶ範囲や生成物の利用条件等について、あらかじめ明確にしておくことが望ましい

#### ウ. クリエイター自身が創作活動において生成 AI を活用

- \* コンテンツの創作活動における生成 AI の望ましい利活用の在り方についても、議論の深まりを期待

#### エ. その他（裁判による紛争解決）

### （5）契約による対価還元策の担保について

#### ア. 法的ルールによる担保

##### （ア）許諾が必要な範囲の明確化

- \* 許諾が必要な範囲を明確化することは、契約による対価還元実現の担保となり得る
- \* もとより、権利者の許諾を要することなくその著作物を利用することができる場合であっても、AI 開発者や AI 提供者が権利者と合意の上で対価還元を講じることは可能であり、AI 事業者は、良質な AI 学習コンテンツに係るライセンス市場の形成と権利者への対価還元実現に向けた貢献も期待される

##### （イ）権利者詐称問題への対応

- \* 現行制度においても権利者詐称問題について一定の対応（著作権法は、著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物を頒布した者に対する罰則規定を設けている（著作権法 121 条））

#### イ. 技術による担保

##### （ア）自動収集プログラム（クローラ）による収集を拒絶する技術

- \* 「robots.txt」等の対策を講じることで自動収集プログラム（クローラ）による収集を拒絶した上で、AI 開発者や AI 提供者との間で学習データの提供に関する契約を締結

(イ) 学習データの追跡・特定

- \* 学習元データの個別追跡・特定ができれば、対価還元を含めた契約締結交渉等も容易になり得る

## 5. 個別課題

### (1) 労力・作風の保護

#### ア. 具体的な課題

- \* 労力・作風といった著作権法等が必ずしも保護対象として明記していないものに関し、知的財産権全般との法的な整理について検討が必要

#### イ. 著作権法との関係

- \* 具体的な表現を得る過程で費やされた「労力」それ自体や、具体的な表現に至らない「作風」は、著作権法保護の対象外
- \* 文化審議会著作権分科会法制度小委員会では、以下のように整理された
  - 特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみからなる作品群を AI に学習させる場合には、当該作品群は、「作風」(アイデア)を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられる
  - このような場合に、意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存するものとして、著作権者の許諾が必要な場合があり得ると整理されている

#### ウ. 不正競争防止法との関係

- \* 営業秘密、限定提供データ、周知又は著名な商品等表示、形態模倣品提供行為等の、不正競争防止法が定める不正競争行為には、同法による保護対して規制が及ぶ(2条1項各号)
- \* ただし、当該規定は「労力」そのものを直接保護するものではないことに留意が必要

#### エ. 知的財産法と一般不法行為責任との関係

- \* 著作権など法律に定められた厳密な意味での権利が侵害された場合に限らず、法的保護に値する利益が違法に侵害された場合であれば不法行為が成立するとして、労力を保護したとも評価し得る裁判例が存在する(ヨミウリ・オンライン(YOL)事件知財高裁判決)
- \* その後に登場した最高裁判決では、著作権法6条各号所定の著作物(著作権法の保護を受ける著作物)に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成しないとの見解を示している。(北朝鮮事件最高裁判決)

### (2) 声の保護

#### ア. 具体的な課題

- \* 昨今、声優をはじめとする人の声を学習させ、本人類似の合成音声を生成できる AI が開発されている状況等に鑑み、「声」の保護に関する法の適用関係について、整理が必要

#### イ. 肖像権・パブリシティ権による保護の有無

##### (ア) 肖像権による保護の有無

- \* 判例における「容ぼう等」とは「容ぼう」及び「姿態」であると定義されており、「声」が肖像権により保護される可能性は高いとは言えない

##### (イ) パブリシティ権による保護の有無

- \* 判例の調査官解説では、パブリシティ権の客体である「肖像等」に「声」が含まれる旨明示
- \* 判例によれば、パブリシティ権は、具体的な利用態様や状況に鑑み、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする場合」に及ぶ

#### ウ. 知的財産法による保護の有無

##### (ア) 著作隣接権による保護の有無

- \* 音声データが著作権法上の「実演」に該当する場合は、著作隣接権として保護されるが、あくまでも「実演」が保護されるものであり、「声」そのものが著作隣接権で保護されるもの

ではないことに留意が必要

(イ) 商標権による保護の有無

- \* 人の音声を含む標章は、音の商標として商標登録の対象となるが、その保護範囲は、当該商標及び指定商品又は指定役務と同一又は類似の範囲において、商標として使用する場合に限定される
- \* 音商標の類否の判断は、音商標を構成する音の要素及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものであり、「声」そのものの類否は問題とならないと考えられる点には留意が必要

(ウ) 不正競争防止法による保護の有無

- \* 音声不正競争防止法上の周知又は著名な「商品等表示」、「品質」等に該当する場合や、音声を用いて他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する場合など、不正競争（2条1項各号）に該当する場合には規制が及ぶ
- \* ただし、当該規定は、「声」そのものを直接的に保護しているわけではないことに留意が必要

エ. その他の保護

- \* 生成AIにより生成された合成音声を用いて他人になりすます等の行為は、詐欺罪（刑法246条）、業務妨害罪（刑法233条）などの刑事罰を負う可能性がある上、名誉毀損、名誉感情侵害等に基づく民事上の責任が生じ得る

(3) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備

ア. 具体的な課題

- \* 美術館や博物館等のアーカイブ機関が保有するデジタルアーカイブをAI学習の用に供することの意義についてどのように考えるか
- \* アーカイブ機関が権利を有していない保有データをAI開発等のために利用する場合において、アーカイブ機関が知的財産法の観点で留意すべき事項は何か
- \* アーカイブ機関が保有するデータをAI学習に供するために必要な技術仕様等については、どのようなものがあるか

イ. 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備の基本的な考え方

- \* アーカイブ機関が保有するデータの性格を踏まえ、各アーカイブ機関において、パブリックドメインとなっているデータや適正に権利処理が完了しているデータ、国や地方公共団体をはじめとする公的機関が著作権等の権利を有している文書等を中心に据えて整備を進めることを当面の基本的な考え方とすべきと考えられる

ウ. AI学習実施のために必要な技術仕様

- \* AI開発者側に必要なデータ形式に加工するため、学習用データの提供者側は、デジタル化するコンテンツに適正なデータ種類（画像・文章・音声等）のファイル形式で構築すればよい
- \* 学習したデータの判別も見据え、メタデータ（サムネイル含む）についても、分野で標準的に広く用いられているメタデータ形式によるメタデータ管理を行うことが望ましい 等

(4) ディープフェイクについての知的財産法の視点からの課題整理

ア. 具体的な課題

- \* ディープフェイクにおいて、外見や声を無断で使用された被写体（実演家ではない者）は、どのような主張が可能か

イ. 肖像権及びパブリシティ権等による対応の可否

- \* ディープフェイクにおいて、自らの容貌や声を使用した場合に、肖像権やパブリシティ権

侵害が成立するかどうかは、上記2（6）ア及びイで記載した一般的な判断基準と同様と考えられる

- \* 参照したアイドルコラージュに関する裁判例では、肖像写真にイラストを合成した記事について肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものとはいえないとしてパブリシティ権侵害は否定しつつ、社会通念上受忍すべき限度を超えた肖像等の使用に該当すると述べた上で、人格権としての氏名権及び肖像権並びに人格的利益としての名誉感情を違法に侵害するとして一般不法行為責任（損害賠償責任）を肯定

#### ウ. 著作権法による対応の可否

- \* 他人の著作物（口述や演技を録音した音声、画像又は動画等）を無断で利用している場合には、当該行為は著作権又は著作人格権侵害となり得るとともに、実演の改変を伴う場合には、名誉や声望を害する場合に実演家人格権の侵害ともなり得る。
- \* 外見や声を無断で使用された被写体（実演家ではない者）は、著作権者等が有する損害賠償請求権等を代位行使（債権者代位権）できるかが問題となるが、通常は被写体と著作権者との間に被保全債権は想定し難く、代位行使は困難
- \* 著作権法に定める刑事罰に関し、著作権等者ではない被写体は告訴権者とは位置付けられないことにも留意が必要

#### エ. その他の法的対応

- \* 不正競争防止法との関係においても、例えば、不正競争行為としての品質等の誤認惹起表示（同法2条1項20号）や、信用毀損行為（同項21号）に該当する場合には、損害賠償請求や差止請求等が可能であり、前者に関しては刑事罰も科され得る
- \* ディープフェイクにより本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をする行為は、名誉毀損罪（刑法230条）などの刑事罰を負う可能性がある上、名誉毀損、名誉感情侵害等に基づく民事上の責任が生じ得る

#### オ. ディープフェイクに関する基本的な考え方

- \* ディープフェイクの諸問題は、多くの場合、知的財産権法の保護法益と異なるものが問題になっていることに留意

## 6. 横断的見地からの検討

### (1) 問題意識

### (2) 生成 AI と知的財産権との望ましい関係の在り方

ア. 法・技術・契約の相関関係（侵害リスクへの対応の観点から）

イ. 知的財産権の視点からの AI ガバナンス

（ア） AI ガバナンスの議論との連動

（イ） AI 技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて

\*【参考】各主体に期待される取組例

ウ. 知的財産権の視点を踏まえた国際ルール・国際標準化

### (3) 社会への発信等の在り方

ア. 生成 AI と知的財産権に関する正しい理解の普及促進の必要性

イ. 普及促進に向けて

## IV. 検討課題Ⅱ (AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について)

### 1. AI を利用した発明の取扱いの在り方

#### (1) 現状と課題

##### ア. 特許法制度の概要

##### イ. 問題意識

- \* 発明創作過程における AI の利活用については、今後も AI 技術が発展するであろうことを想定し、発明の保護との関係で AI の利活用をどのように評価すべきかの確認が必要

##### ウ. 諸外国の動向

- \* 米国特許商標庁 (USPTO) が、AI を利用した発明についての発明者性のガイダンスを 2024 年 2 月 13 日付けで公表 (発明者は自然人でなければならないこと等、従来の裁判例で示された発明者の認定の基準に従うことを示す)
- \* なお、米国在住の AI 研究者により、DABUS と称する AI を発明者として記載した特許出願 (「DABUS 出願」) が多数の国・地域に出願されているが、その多くにおいて AI は発明者として否定されている

##### エ. 現行の制度・運用

##### (ア) 「発明者」の認定に関する制度・運用

- \* 「発明者」(共同発明者を含む。)として認められるためには、一般に、発明の特徴的部分(従来技術には見られない、当該発明特有の課題解決手段を基礎付ける部分)の完成に創作的に寄与することが必要

##### (イ) 「発明者」該当性に関する制度・運用

- \* 特許庁は「発明者は特許を受ける権利を発明の完成と同時に有する主体であり、特許を受ける権利を有する発明者が当該権利を出願前に移転することができるとするこれらの規定〔特許法 29 条 1 項柱書、33 条 1 項、34 条 1 項〕は、発明者は、権利能力を有する者であって出願人になり得る者として自然人であることを予定している」と述べて自然人に限るとの解釈を示している

#### (2) 考え方

- \* 現時点では、自然人による発明創作過程で、その支援のために AI が利用されることが一般的であると考えられるところ、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者とするこれまでの考え方に従って自然人の発明者を認定すべきと考えられる
- \* 他方で、今後、AI 技術等のさらなる進展により、AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向等を踏まえながら、引き続き必要に応じた検討を進めることが望ましい

## 2. AI の利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題

### (1) 現状と課題

#### ア. 問題意識

- \* AI 技術が今後も飛躍的に発展していくことが見込まれる中においては、AI の技術自体の発展及び AI の適用分野の拡大が進歩性判断に及ぼす影響や、AI による性能予測の精度向上が記載要件（とりわけ、実施可能要件及びサポート要件）の判断に及ぼす影響を踏まえ、その判断の在り方について改めて検討することが必要

#### イ. 諸外国の動向

- \* 諸外国・地域においても、特別な規定は設けられておらず、AI を活用せずに創作された発明と同様の要件で審査されている
- \* 特に、AI を用いたマテリアルズ・インフォマティクス（効果的に材料開発を行うデータ科学を用いた新材料開発手法）による予測のみで、実際の実験結果が示されていない事例については、多くの国・地域で実施可能要件及びサポート要件を満たさないと判断されている

#### ウ. 現行の制度・運用等

##### (ア) 進歩性

- \* 当該技術分野において通常の知識を有する者（当業者）が先行技術に基づき容易に発明することができるかにつき、技術常識等を総合考慮して、進歩性の有無を判断

##### (イ) 記載要件（特に実施可能要件及びサポート要件）

- \* 特許庁では、AI によって、ある機能を持つと推定された物を特許請求の範囲に記載して行われた出願について、実際に製造して物の評価をしておらず、また、学習済みモデルの示す予測値の予測精度は検証されておらず、AI による予測結果が実際に製造した物の評価に代わり得るとの技術常識が出願時にあったとは言えないことに鑑み、記載要件を満たさないとする事例を AI 関連技術に関する特許審査事例として公表している

### (2) 考え方

- \* 現時点では、発明創作過程における AI の利活用の影響によりこれまでの特許審査実務の運用を変更すべき事情があるとは認められないが、今後も、技術の進展も踏まえ、必要に応じて審査事例の更なる拡充等を検討すべきと考えられる
- \* なお、例えば、AI を用いた機能・性質の推定等の技術がより発展した場合には、これまでの進歩性や記載要件の考え方ではイノベーションの成果を適切に保護することができなくなる可能性もあるが、そのような場合の発明の保護の在り方については、今後の AI 技術等の進展を見据えつつ、必要に応じて適切な発明の保護の在り方の検討が必要
- \* また、特許審査プロセスにおける AI の積極的な活用による審査の効率化や質の向上に加え、発明等の創造・保護・活用の各過程における AI 技術の活用（例えば、特許性の検討等の出願や権利化をサポートする AI サービスの開発・利用等）を通じたイノベーションの創出についても、AI 技術の進展の状況を踏まえて検討が必要（なお、意匠についても同様）

## V. おわりに

- \* 知的財産法所管省庁及びコンテンツ産業所管省庁など、関係府省庁の連携の下で、知的財産権と AI ガバナンスの観点を踏まえたエコシステムの実現に向けた周知啓発の取組みが肝要
- \* AI 開発者、AI 提供者及び AI 利用者等の各主体は、本中間とりまとめで示す考え方や取組例も参考に、AI 技術の進歩促進と知的財産権の適切な保護の両立を実現するエコシステムの構築に向けた取組を進めることが期待されるとともに、その取組促進のため、AI 事業者ガイドラインとの有機的な連携の在り方についても今後検討する必要
- \* 本検討会としては、AI 技術の動向や国際動向も踏まえ、知的財産法各所管省庁における検討状況を踏まえつつ、各法令横断的な検討の必要性が生じた際に、引き続き検討を行うことが必要

(以上)